

性暴力救援センター・大阪SACHICO

SACHICOは、同意のない・対等でない・強要された性的行為は全て性暴力であると位置付け、これを人間の尊厳の問題であると同時に、医療の問題としてとらえ、大阪府松原市内にある社会医療法人阪南医療福祉センター阪南中央病院の一角に、待合・面談室、診察室、スタッフルームを設け、平成22年4月から事業を開始しています。

SACHICOでは、支援のコーディネート・相談等はSACHICO支援員が担い、産婦人科医療は、「阪南中央病院の外来診療」として常勤の女性医師6人がシフトを組んで担当しており、両者が共同事業の形で、24時間365日対応のワンストップ支援を行っています。

主な支援内容は、SACHICOの支援員による24時間ホットライン、来所相談、他の支援団体に関する情報提供、阪南中央病院産婦人科女性医師による産婦人科医療・証拠採取、協力弁護士による法的支援、性暴力被害に特化した研修を積んだウィメンズセンター大阪のカウンセラーによるカウンセリング等で、大阪府警察、大阪産婦人科医会、府下及び近畿一円の児童相談所等とも連携して支援に当たっています。

現在のSACHICOの運営は、寄付等によっており、支援員の人員確保や研修の充実を含め、支援活動を継続していくための課題があります。

SACHICOの支援体制



提供：性暴力救援センター・大阪SACHICO

5 性犯罪被害者の支援体制整備のための課題

性犯罪被害者支援のための体制整備が進められている。性暴力救援センター・大阪SACHICOは、関係者の努力により、民間団体による病院を拠点としたワンストップ支援センターの先駆けとして、地域における性犯罪被害者支援に多大な貢献をしている。

また、性犯罪被害者に効果的な支援を提供するための体制づくりには、医師・医療従事者・医療機関、支援員、警察、その他の関係機関・団体等の連携が必要であり、さがmiraiは、自治体に設置されている既存機関を活用して、中長期的な支援にも対応できる支援体制を整えている。

もっとも、地域によって活用できる資源や人材は異なっており、また、財源確保の問題もあって性犯罪被害者支援の体制の整備が進まないとの声も聞かれるところである。そういった場合には、各地域における既存の資源をいかに有効に活用していくかが課題とな

る。現に、手引においても、ワンストップ支援センターについては病院拠点型や相談センター拠点型が望ましいとしつつも、医療機関の確保等が困難な場合には、「相談センターを中心とした連携型」も考えられるとしてモデルを提示しているところである。相談センターを中心とした連携型は、例えば、犯罪被害者等早期援助団体を中心として、警察、地方公共団体、複数の医療機関、その他の関係機関・団体等が緊密に連携をすることにより、病院拠点型の拠点病院やセンター拠点型の提携病院から遠方にいる性犯罪被害者にも対応できるなどの大きなメリットもある。また、一つの医療機関に多大な負担がかからないという意味で、協力病院等の確保がしやすいとも考えられる。

また、性犯罪被害者支援体制としては、365日24時間対応可能であることが望ましいことは事実であるが、当初からそのような体

制を敷くことは関係者の負担も大きいことから、地域の実情に応じ、まずは平日の日中のみ対応できる体制を整備するといったことも選択肢として考えられるところである。

コラムで紹介した「被害者サポートセンターおかやま（VSCO）の取組」等は、既存の資源を活用しつつ、関係機関・団体の連携により効果的な取組を行っている例であり、参考になる。

また、性犯罪被害者支援については被害後間もない急性期における支援が重要である

が、性犯罪被害者の住んでいる地域にそのような相談機関が存在することを認知していなければ、早期の適切な支援につながらず、相談機関の存在をいかに周知していくかも今後の課題であるといえよう。

なお、性犯罪被害者にとって、急性期が経過した後の中長期的な支援として、心理カウンセリング等が必要となる場合もあり、さがmiraiのように、中長期的支援に対応できる体制を構築し、いかに途切れない支援を提供していくかも今後の課題である。

第4節 子供の被害者の支援のための連携

子供が被害者となる事件は後を絶たない。

児童虐待は、児童^{*}の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、平成12年に制定された児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）に基づき、児童虐待の予防、早期発見・早期対応、虐待を受けた児童の保護・自立に向けた支援、保護者への支援など児童虐待対応の各段階に応じた切れ目のない総合的な対策が行われている。

また、児童虐待に限らず、子供が思いがけない形で犯罪被害者となったり、犯罪により親や兄弟姉妹を失って犯罪被害者等となったりして、様々な困難に直面する場合もある。しかし、犯罪に巻き込まれた子供が、自らその保護や支援を求めて声を上げることは難しく、支援を必要としている子供に対し、関係機関や団体が、連携して適切な支援を提供していくことが必要である。

ここでは、子供の被害者の支援のための連携について紹介する。

1 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）は、平成16年の児童福祉法改正により法定化され、19年の児童福祉法改正により市町村等における設置が努力義務化された。同協議会は、虐待を受けている子供を始めとする要保護児童等（要支援児童や特定妊婦を含む。）の早期発見や適切な保護を図るため、児童相談所や学校・教育委員

会、警察等の関係機関が要保護児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくこととしており、平成25年4月1日現在、98.9%の市町村で設置されている。同協議会の設置により、関係機関間の連携による要保護児童等の早期発見・早期対応、関係機関の相互理解等の促進を図っている（P50【施策番号60】参照）。

※ 児童とは、18歳に満たない者をいう（児童虐待防止法第2条）。